

機関番号：14301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2009～2010

課題番号：21730147

研究課題名(和文)

<核軍縮・不拡散の現実主義>の理論的基盤—再保証のコミットメントに着眼して

研究課題名(英文)

A Realism Theory on Nuclear Disarmament and Non-Proliferation in the Context of Reassurance

研究代表者

佐藤 史郎 (SATO SHIRO)

京都大学・東南アジア研究所・研究員

研究者番号：40454532

研究成果の概要(和文)：

これまで、政策上、核抑止の重要性を主張することは「現実主義」である一方、核軍縮・不拡散措置の重要性を主張することは「理想主義」として捉えられてきた。前者が核に依存して安全の確保を試みるのに対して、後者は核に依存しないで安全確保を試みるからである。本研究は、威嚇型と約束型という2つの再保証(reassurance)の行動予告に着眼することで、核軍縮・不拡散措置の重要性を主張することは「現実主義」である旨を提示した。

研究成果の概要(英文)：

Nuclear deterrence is regarded as a 'realistic' issue because it is a measure for ensuring security with nuclear weapons. Nuclear disarmament, on the other hand, is treated as a 'utopian' issue since it is a measure for ensuring security without nuclear weapons. This research focuses on the concept of 'threat' and 'promise' commitments and propounds a 'realism' theory on nuclear disarmament and non-proliferation.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	500,000	150,000	650,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,000,000	300,000	1,300,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：政治学・国際関係論

キーワード：核軍縮・不拡散、安心供与、再保証、威嚇、約束、現実主義、理想主義、安全の保証

1. 研究開始当初の背景

(1) 国家は、核兵器の脅威に対して、威嚇型と約束型という2つの再保証(reassurance)の行動をあらかじめ宣言することで、安全の確保を試みることがある。

ここでいう、威嚇型(threat)の行動予告とは、核兵器の使用という「威嚇」を通じて、敵対国が核兵器を使用することを思いとど

まらせる試みである。いいかえれば、核兵器を使用するかもしれないとの「不安」を相手に与えることで、安全を確保する試みである。

これに対して、約束型(promise)の行動予告とは、核兵器の使用を自制すること、すなわちお互いが核兵器を使用しないと「約束」することで、核兵器の脅威から安全を確保する試みである。この試みは、核兵器が使

用されることはないとの「安心」を相手に与えるアプローチである。

(2) 威嚇型と約束型という再保証の行動予告に関する先行研究を見渡せば、冷戦期の米ソ対立を背景として、威嚇型の行動予告に関する研究が集中している。具体的には、核抑止論ないし核戦略論として、多くの研究が蓄積されている。

(3) 約束型の行動予告に関する研究は、Andrew H. Kydd の *Trust and Mistrust in International Relations* (2005) や石田淳の「外交における強制の論理と安心供与の論理」鈴木豊(編)『ガバナンスの比較セクター分析』(2010)などによる優れた研究が最近出てきている。しかし、核兵器との文脈において、約束型の行動予告に関する研究が、十分に蓄積されているとはいえない。

威嚇型と約束型の行動予告

行動予告	手段	目的
威嚇型 (多くの先行研究あり)	報復として、核兵器を使用すると「威嚇」する ＝不安を与える	核兵器の脅威から自国の安全確保を試みる
約束型 (現在、進展途中の研究)	お互いが核兵器を使用しないと「約束」する ＝安心を与える	

(4) それゆえ、①約束型の行動予告に関する研究を進展させること、さらには②威嚇型と約束型という2つの行動予告の相互作用を深く考察することが強く求められている。

2. 研究の目的

本研究は、上記の研究背景を踏まえたうえで、つぎのような2つの目的をもっている。

(1) 本研究の第1の目的は、威嚇型と約束型の行動予告の相互作用を検討することで、再保証に関する研究の発展に寄与する点にある。

(2) さらに本研究は、核軍縮・不拡散の重要性を主張することが、現実主義的な側面をもっている旨を主張する。

これまで、政策上、核軍縮・不拡散措置の実施を主張することは「理想主義」として捉えられ、他方で核抑止の重要性を主張することは「現実主義」として捉えられてきた。約束型の行動予告は、核兵器に依存しないで安

全を確保するアプローチであるのに対して、威嚇型の行動予告は、核兵器に依存して安全を確保するアプローチにほかならないからである。

威嚇型と約束型の行動予告は、核兵器に安全を依存するか否かという「手段」において、大きく異なっている。だが、両者のアプローチは、手段において異なるものの、核兵器という脅威から安全の確保を試みるという同じ「目的」を共有している。したがって、理論上、威嚇型か約束型かという二者択一の問題ではない。現実主義者にとって、安全を確保することが国際政治上の最大の課題であるならば、安全確保を目的とする約束型の行動予告の重要性を主張することは、現実主義的な側面があるといえよう。

要するに、本研究の第2の目的は、威嚇型と約束型という行動予告の概念を用いることで、核軍縮・不拡散の重要性を主張することは、理想主義ではなく、きわめて現実主義であること、すなわち核軍縮・不拡散の現実主義の理論的基盤を提供することにある。

3. 研究の方法

(1) 本研究は、国家は合理的主体であるとの仮定のもと、すなわち合理的選択論に基づいて、威嚇型と約束型という再保証の相互作用を考察するものである。

(2) また、本研究は、現実主義、とりわけ「防衛的現実主義 (defensive realism)」の視点から検討を試みるものである。防衛的現実主義は、国家が「安全の最大化」を目的に行動すると仮定する (これに対して、攻撃的現実主義 (offensive realism) は、国家が「力の最大化」を目的に行動すると仮定する)。

この防衛的現実主義は、お互いの安全強化の試みが、その結果として、お互いの安全を一層脅かすという「安全保障のディレンマ (security dilemma)」の問題を重視する。安全保障のディレンマは、威嚇型の行動予告がもたらす不安によって生じる。それゆえ防衛的現実主義は、安全保障のディレンマを回避するために、不安を安心に転換する約束型の行動予告の重要性に注目する。

(3) 上記の理論的側面を再確認したうえで、1つ目の事例研究として、「非核兵器国に対する安全の保証 (security assurance of Non-Nuclear-Weapon States)」の問題を取り扱う。

この「非核兵器国に対する安全の保証」とは、核拡散防止条約 (Non-Proliferation Treaty of Nuclear Weapons: NPT) の締約国である非核兵器国は、同条約の締約国たる核兵器国から、核兵器の使用とその威嚇にさら

される危険性があるため、いかなる安全の保証を供与すれば、安全を確保できるのかという問題である。この問題は、締約国を核兵器国と非核兵器国とに分類するという、NPTの不平等性に端を発している。

そして、安全を保証する手段として国際社会から注目されているのが、「積極的な安全の保証 (Positive Security Assurance: PSA)」と「消極的な安全の保証 (Negative Security Assurance: NSA)」という行動予告である。PSA とは、NPT の核兵器国である米国・ロシア・英国・フランス・中国は、同締約国の非核兵器国が核使用の脅威を受けている際あるいは核使用を受けた際、それらの国に対して援助を行う、という誓約である。PSA は威嚇型の行動予告に該当する。これに対して NSA とは、NPT の核兵器国は、同締約国の非核兵器国に対する核使用を慎む、という約束である。これは約束型の行動予告に該当する。本研究は、威嚇型と約束型の行動予告の概念を使用して、PSA と NSA が NPT の不平等性に与える影響を検討した。

(4) もう1つの事例研究は、核の傘と「核の先制不使用 (non-first-use of nuclear weapons)」との関係である。

核の傘は、威嚇型の行動予告に該当するもので、被供与国たる非核兵器国が核兵器の脅威にさらされた際は、供与国である核兵器国が、反撃の手段として、核兵器を使用すると脅威を通じて、敵対国が核兵器を使用することを思いとどまらせる試みである。そして、核の先制不使用とは、約束型の行動予告に該当するもので、自衛権行使の際に、核兵器を先に使用しないと約束することである。本研究は、威嚇型と約束型の行動予告の概念に着目して、核の傘と核の先制不使用の相互作用を検討した。

4. 研究成果

(1) まず、1つ目の事例研究である「非核兵器国に対する安全の保証」については、以下の点を明らかにした。

先行研究において、法的誓約の PSA と NSA は、NPT の不平等性を緩和するというプラスの見解と、逆に NPT の不平等性を強化するというマイナスの影響を与えようとの見解に分かれている。本研究は、先行研究を踏まえたうえで、このプラスとマイナスの影響について、いかなる状況において、どちらの影響が強まるのかを、PSA と NSA がもつ行動予告としての機能から検討した。

その結果、①PSA については、核兵器に依存する行動予告であるがゆえに、PSA が法的に供与されたその時点において、プラスとマイナスの影響が同時に起こりうること、②NSA については、核兵器国が核軍縮を実行し

ないかぎりにおいて、また、核兵器に依存しない行動予告であるがゆえに、非核兵器国が核の傘という威嚇型の行動予告の重要性を認識しているかぎりにおいて、マイナスの影響が強まるとの可能性を主張した。

さらに本研究は、PSA の威嚇型であれ NSA の約束型であれ、「非核兵器国に対する安全の保証」という再保証の行動予告は、核兵器の脅威に晒さらされるといふ不安を完全に除去することができない、という点を指摘した。非核兵器国は、「非核兵器国に対する安全の保証」のみでは、安全を確保しているとの安心を得ることができないのである。PSA については、核兵器国が拒否権を行使する可能性があることから、非核兵器国に安全を保証できない。そして、NSA については、核兵器国の核保有を前提としているがゆえに、非核兵器国が核兵器国を脅威と認識しているかぎりにおいて、安全を保証できないのである。

以上の内容については、「NPT の不平等性と『非核兵器国に対する安全の保証』の論理」という題目で、日本平和学会の学会誌である『平和研究』(2010) に公表した。

(2) なお、NSA は、非核兵器地帯を設置する際に、満たすべき条件の1つともなっている。そこで、約束型の行動予告をさらに深く考察するために、北東アジアにおける非核兵器地帯構想を取り上げて検討した。

核の傘という威嚇型の行動予告は、相手に不安を与える可能性がある。他方で、約束型の行動予告である NSA は、不安を安心へ換える機能をもつため、きわめて重要な核軍縮・不拡散措置である。しかしながら、NSA は、化学兵器や生物兵器、通常兵器に対する抑止を慎むため、それらの兵器による脅威にさらされるといふ不安を生む可能性がある。また、NSA は、そもそもとして、それが破られた際の安全保障上の保証がない。したがって、NSA の弱点を補完する手段として、核の傘を位置つけることも、1つのオプションとして論理的には考えられることを指摘した。すなわち、本研究は、核の傘か NSA かといった二者択一的な思考ではなく、2つの行動予告の相互作用に着目して、関係当事国間の安全のレベルが高まる可能性がある旨を提示した。

以上の成果については、龍谷大学で行われた国際シンポジウムのプロシーディングスにおいて、「Japan's Diplomacy on Asia: A Nuclear-Weapon-Free Zone in Northeast Asia」(2010) との題目で、論文を公表した。

(3) つぎに、2つ目の事例研究である、核の傘と核の先制不使用との関係については、以下の点を明らかにした。

核の傘は、核兵器の脅威に対して安心を与えると同時に、その性質が威嚇である以上、相手国に不安を与えるため、安全保障のディレンマを引き起こす危険性がある。他方で核の先制不使用は、核兵器の使用を自制することにより、安全保障のディレンマという不安の回避を試みる。したがって、核の傘に加えて、核の先制不使用を確保できれば、相互補完的に安全のレベルを向上させるという意味で、さらなる安心を得ることができる。それゆえ、核の先制不使用の重要性を主張することは、理論上、現実主義的であること、すなわち<核軍縮・不拡散の現実主義>という理論的基盤を提示した。

ところが、上記の理論を日米と中国ないし北朝鮮との文脈で考えた場合、核の先制不使用という約束型の行動予告が、核の傘という威嚇型の行動予告がもつ抑止効果を損なう危険性がある。ここに、威嚇型と約束型の行動予告に相克がみられる。核の先制不使用は、核の傘の機能を核攻撃に限定するため、通常兵器や生物・化学兵器による攻撃に対して安全を保証しないという、別の不安を与えるからである。すなわち、安心を与えるはずの約束型の行動予告は、逆説的に不安を与える可能性がある。それゆえ、約束型の行動予告が、異なる安心と不安をどのように扱うことができるのか、現在、理論的検討を進めている状況にある。

以上については、日本軍縮学会（2009）や日本政治学会（2010）で報告を行い、後者の学会ではペーパーを提出した。現在、加筆・修正を行って、論文としてまとめている段階にある。

（4）以上の3つの研究成果から、核軍縮・不拡散の論理と核抑止の論理は、一見相反するものと考えられがちであるが、むしろ接合しうるとの理論的視座を提供した。しかし同時に、理論上の接合は、必ずしも政策上接合するとはかぎらないことも指摘した。このような研究は、学術的に意義があるだけでなく、日本の核軍縮・不拡散政策を立案する際の参考研究となることが期待される。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計2件）

- ① 佐藤史郎、「NPTの不等性」と『非核兵器国に対する安全の保証』の論理」、『平和研究』、査読有、第35巻、2010年、109-127頁。
- ② Shiro Sato, 'Japan's Diplomacy on Asia: A Nuclear-Weapon-Free Zone in Northeast Asia', in Nobuko Nagasaki et.al. (eds.), Conflict Resolution in the

Afrasian Context: Examining More Inclusive Approaches (Ryukoku University), 査読無, 2010, pp. 163-181.

〔学会発表〕（計7件）

- ① Shiro Sato, 'Politics of Non-Western International Relations Theory: Asian Perspectives and Beyond', International Studies Association, 17 March 2011, Montreal (Canada).
- ② 佐藤史郎、「核と日米安保—威嚇型から約束型へ」、日本政治学会、2010年10月9日、中京大学。
- ③ Shiro Sato, 'Policy vs. Policy in the Same Theory: Balance of Power or Imbalance of Power?' International Studies Association, 18 February 2010, New Orleans (US).
- ④ Shiro Sato, 'Japan's Diplomacy on Asia: A Nuclear-Weapon-Free Zone in Northeast Asia', the Fifth Afrasian International Symposium "Conflict Resolution in the Afrasian Context: Examining More Inclusive Approach", 6 February 2010, Ryukoku University.
- ⑤ Shiro Sato, 'The First Great Debate in Japan: Realism, Marxism and Utopianism', British International Studies Association, 14 December 2009, University of Leicester (UK).
- ⑥ 佐藤史郎、「核先制不使用の意義と問題点」、日本軍縮学会、2009年8月29日、一橋大学。
- ⑦ Shiro Sato, 'After Defeat: realism vs. Marxism in Japanese IR', International Convention of Asian Scholars, 6 August 2009, Daejeon Convention Center (South Korea).

〔図書〕（計1件）

- ① H.バターフィールド、M.ワイト編（佐藤誠ほか共訳）、『国際関係理論の探究—英国学派のパラダイム』、日本経済評論社、2010年、全270頁。

〔その他〕

ホームページ等
京都大学 G-COE (京都大学東南アジア研究所)
<http://www.humanosphere.cseas.kyoto-u.ac.jp/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

佐藤 史郎 (SATO SHIRO)

京都大学・東南アジア研究所・研究員

研究者番号：40454532

(2)研究分担者 ()

研究者番号：

(3)連携研究者 ()

研究者番号：